認定の流れ

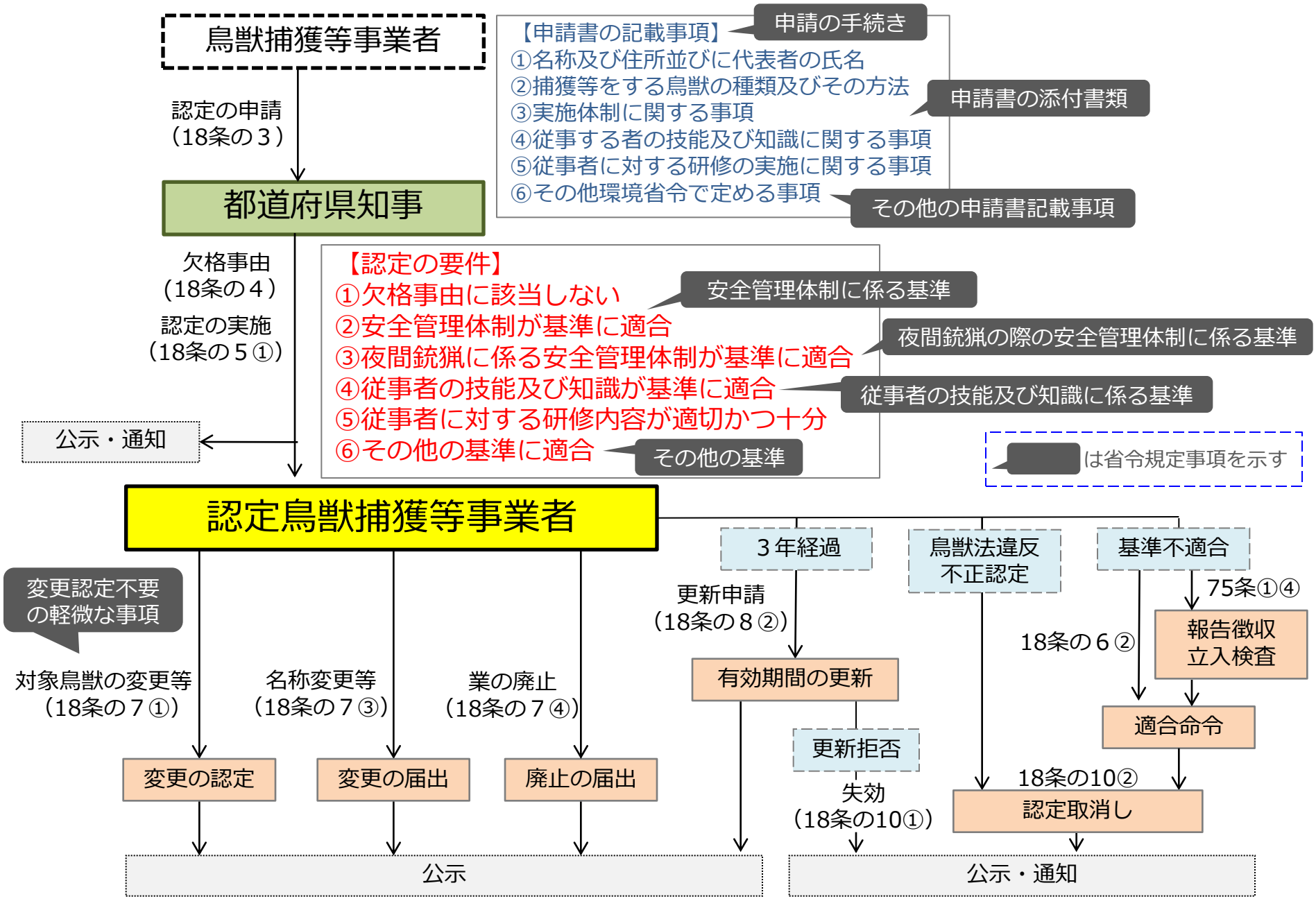
鳥獣捕獲等事業者
認定の申請
（18条の３）
都道府県知事
【申請書の記載事項】
①名称及び住所並びに代表者の氏名
②捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法
③実施体制に関する事項
④従事する者の技能及び知識に関する事項
⑤従事者に対する研修の実施に関する事項
⑥その他環境省令で定める事項
申請の手続き
申請書の添付書類
その他の申請書記載事項
欠格事由
（18条の４）
認定の実施
（18条の５①）
【認定の要件】
①欠格事由に該当しない
②安全管理体制が基準に適合
③夜間銃猟に係る安全管理体制が基準に適合
④従事者の技能及び知識が基準に適合
⑤従事者に対する研修内容が適切かつ十分
⑥その他の基準に適合
安全管理体制に係る基準
夜間銃猟の際の安全管理体制に係る基準
従事者の技能及び知識に係る基準
その他の基準
公示・通知
は省令規定事項を示す
認定鳥獣捕獲等事業者
変更認定不要の軽微な事項
対象鳥獣の変更等
（18条の７①）
名称変更等
（18条の７③）
業の廃止
（18条の７④）
変更の認定
変更の届出
廃止の届出
公示
３年経過
更新申請
（18条の８②）
有効期間の更新
更新拒否
失効
（18条の10①）
鳥獣法違反
不正認定
18条の６②
基準不適合
75条①④
報告徴収
立入検査
適合命令
18条の10②
認定取消し
公示・通知